

○安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付要綱

令和5年3月31日告示第132号

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未利用のまま活用が進まない空家等及び除却跡地を地域の資源として活かし有効利用することで、住環境の整備改善、交流人口及び関係人口の拡大並びに地域の活性化を図るため、市内にある空家等の地域活性化に資する施設への改修又は除却跡地の公益性の高い用途での土地整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって、おおむね1年以上にわたり居住その他の利用実態がないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、共同住宅の空き室又は長屋の空き住戸を除く。
- (2) 居住その他の利用実態 居住の他に店舗、別荘、賃貸物件等として建築物を利用すること又は売物件として情報が公にされていることをいう。ただし、専ら当該建築物に附属する駐車場、家庭菜園、農業用倉庫等の建築物以外の部分を利用すること及び専ら建築物の適正な維持管理を目的として建築物を利用することを除く。
- (3) 重点支援空家 空家等であって、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国土交通省事務次官通知第350号）第25に定める空き家対策総合支援事業の補助対象となる次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める特定空家等に認められるもの
 - イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に定める不良住宅（災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。）のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの
- (4) 除却跡地 重点支援空家除却後の土地をいう。

(5) 所有者 空家等又は除却跡地の登記上の所有者（その相続人を含む。）又は法人をいう。ただし、相続財産清算人、不在者財産管理人、破産管財人、清算人その他これらに準ずる者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 所有者

イ 所有者と空家等又は除却跡地に係る10年以上の期間の貸借契約を令和5年4月1日以降に締結している個人、法人又は任意団体の代表者

(2) 安曇野市の市税及び国民健康保険税に滞納がない個人又は市税に滞納がない団体であること。

(3) 本補助金により改修した空家等又は土地整備した除却跡地を、活用事例として市のホームページ、広報紙等において紹介する可能性があることについて同意すること。

(4) 前号の規定による同意について、補助対象者が所有者と異なる場合は、所有者の同意を得ていること。この場合において、所有者が複数人いる場合は、その全員から同意を得ていること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

(1) 空家活用事業 空家等を10年以上継続して、交流人口及び関係人口の拡大並びに地域の活性化を図る宿泊施設、交流施設等に供するための建物改修を行う事業

(2) 土地活用事業 除却跡地を10年以上同一の用途で継続して、住環境の整備改善を図る公益性の高いポケットパーク、防災空地又は地域の公的駐車場に供するための土地整備を行う事業

2 補助金の交付の対象となる補助率、補助上限額、補助対象経費及び交付要件は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	補助率	補助上限額	補助対象経費	交付要件
空家活用事業	3分の2 (1,000円未満切捨て)	240万円	(1) 事業者へ発注して実施する、対象空家等の建物本体に関する改修（修繕、模様替、改築、増築、設備工事等）に係る費用。ただし、建物	(1) 対象物件が空家等であること。ただし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が当該物件の所有者と当該物件に係る貸借契約を締結している場合は、契

本体に固定されない設備及び備品は対象外とする。

(2) 事業者へ発注して実施する、前号に定める改修に係る既設部分の取り外し、運搬、処分等に係る費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第11条、第12条及び第19条に定める料金を除く。

約締結の直前に当該物件が空家等であったこと。

(2) 交流人口及び関係人口の拡大並びに地域の活性化を図るため、対象空家等を次のいずれかの用途に供する施設へと改修すること。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項若しくは第3項に該当する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に該当する事業の用に供する施設

イ 移住希望者体験宿泊施設

ウ 地域活動の拠点となる交流施設

エ 不特定多数が利用可能なコワーキングスペース

オ 体験学習施設

カ 創作活動施設

キ 文化施設

ク 観光交流拠点施設

ケ その他住宅市街地総合整備事業制度要綱に定めるもの

(3) 補助金の交付を受けた日から起算して10年以上の期間、改修した対象空家等を、前号のいずれかの用途で継続して活用すること。

この場合において、改修した対象空家等を地域に開放するまでの準備期間も、活

				<p>用期間として算定を行うものとする。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けた年度の翌年度末までに、改修した対象空家等を地域に開放すること。</p> <p>(5) 対象空家等を所有者から貸借している場合は、本補助金により改修した部分については、原状回復不要との旨を所有者と合意していること。</p>
土地活用事業	3分の2 (1,000円未満切捨て)	240万円	<p>(1) 事業者へ発注して実施する、除却跡地の土地整備に係る費用</p> <p>(2) 事業者へ発注して実施する、前号に定める土地整備の活用用途に応じた付帯設備の整備費用</p>	<p>(1) 対象土地が除却跡地であること。</p> <p>(2) 補助金申請日時時点で、重点支援空家の除却の日から2年以内であること。</p> <p>(3) 住環境の整備改善のため、除却跡地を次のいずれかの公益性の高い用途に供する土地へと整備すること。</p> <p>ア 地域に開放するポケットパーク</p> <p>イ 災害時に避難することが可能な防災空地や避難場所</p> <p>ウ 地域に開放する公的駐車場</p> <p>(4) 補助金の交付を受けた日から10年以上の期間、整備した除却跡地を、整備時と同一の用途で継続して活用すること。この場合において、土地整備を行った除</p>

				<p>却跡地を地域に開放するまでの準備期間も、活用期間</p> <p>として算定を行うものとする。</p> <p>(5) 補助金の交付を受けた年度の翌年度末までに、土地整備を行った除却跡地を地域に開放すること。</p>
--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 3 補助金の交付の対象となる事業は、事業を行う地区又はその区長に対し、事業概要の説明を行ったものでなければならない。ただし、安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号)第20条及び第41条に定める説明会を開催した場合は、この限りでない。
- 4 補助金の交付の対象となる事業は、都市計画法(昭和43年法律第100号)上の許可及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例上の手続又は承認その他関係法令の許認可等を得なければならない場合は、当該許認可等を得た事業でなければならない。
- 5 補助金の交付の対象となる事業は、いずれもこの補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了するものでなければならない。
- 6 補助対象経費は、合計額が10万円以上でなければならない。
- 7 補助金の交付は、同一の敷地につき第1項各号に掲げる事業のいずれか1回限りとする。
- 8 補助金の交付は、同一の申請者につき、事業年度毎に第1項各号に掲げる事業のそれぞれ1回限りとする。
- 9 補助対象経費は、国、県又は市の制度による他の補助金を受けていてはならない。
- 10 補助金の申請は、国の空き家対策総合支援事業の実施年度において予算の範囲内で申請できるものに限り受付を行う。

(交付申請)

第5条 申請者は、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、事業に着手する20日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 必須書類 次に掲げる書類をいう。

ア 安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る誓約書兼同意書(様式第2号)

- イ 補助対象経費の内訳が分かる工事の見積書の写し
 - ウ 当該空家等又は除却跡地の位置が分かる地図の写し
 - エ 都市計画法上の許可及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例上の手続又は承認が確認できる書類
 - オ 当該空家等又は除却跡地の現況写真（空家活用事業の場合は建物外部の各方位からの全景写真及び建物内部の改修予定箇所の写真、土地活用事業の場合は除却跡地の各方位からの全景写真とする。）
 - カ 当該空家等又は除却跡地に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
 - キ 申請者の履歴事項全部証明書及び定款、規約又は会則（申請者が法人又は団体の場合に限る。）
 - ク 当該空家等又は除却跡地に係る貸借契約書の写し（所有者から貸借している場合に限る。）
 - ケ 戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、親族図等により空家等又は除却跡地の登記名義人と現在の所有者及び他の共有者との間の関係が分かる書類（登記名義人と現在の所有者が異なる場合に限る。）
 - コ 安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る関係者同意書（様式第3号）（申請者以外に所有者が存する場合又は申請者が所有者から貸借している場合に限る。）
- (2) 空家活用事業の申請の場合にのみ必要な書類 次に掲げる書類をいう。
- ア 当該空家等の建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（建物未登記の場合は、所有証明書（共有者がいる場合は、共有内訳書を含む。））
 - イ 当該空家等の各階改修計画平面図
- (3) 土地活用事業の申請の場合にのみ必要な書類 次に掲げる書類をいう。
- ア 当該除却跡地上にあった重点支援空家の建物の登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）の写し（建物未登記の場合は、当該重点支援空家の除却の日が分かる書類）
 - イ 当該除却跡地の土地整備計画配置図
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、その通知を受けた後に申請した内容を変更しようとするときは、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、第5条に定める書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない

い。ただし、交付決定を受けた金額に変更がない場合又は軽微な変更（補助対象経費の100分の10以下の金額の減額を伴う変更をいう。）の場合は、これを要しない。

2 前項の申請をすることなく補助対象経費の増加を伴う事業を行った場合は、補助金額の計算について当該増加はなかったものとみなす。

（変更承認）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該変更の承認の可否を決定し、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知する。

（補助事業の廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日（前条に定める廃止に係る承認を受けた場合は、当該承認の日）から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る工事契約書等の写し
- （2） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （3） 最終変更後の当該空家等の各階改修平面図（空家活用事業の場合に限る。）
- （4） 最終変更後の当該除却跡地の土地整備配置図（土地活用事業の場合に限る。）
- （5） 事業実施後に撮影した、事業実施箇所の状況が分かる写真

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて現地審査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（補助金交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付請求書（様式第10号）を提出するものとする。

（管理活用報告）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から起算して10年間、改修した空家等又は土地整備を行った除却跡地について適切に管理及び活用をし、その期間が含まれる年度においては、毎年度末までに安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る管理活用報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、領収書等の補助金の収支に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた日から起算して10年間は保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に定める交付要件に違反したとき。
- (3) 申請者、所有者又は関係者の間で当該補助事業に関する争いが生じ、申請者が当年度内に解決できる見込みがないと認められるとき。
- (4) 補助事業を完了した後、改修した空家等又は土地整備を行った除却跡地を管理又は活用しなかったとき。
- (5) 管理すべき期間の満了前に、改修した空家等又は土地整備を行った除却跡地を目的外の用途に変更したとき。
- (6) 第13条に定める管理活用報告書を期限までに提出せず、なお催促をしてもその提出を拒んだとき。
- (7) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所
氏 名
(団体名・
代表者名)
連絡先

印

次のとおり安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金を交付されるよう申請します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 空家活用事業 <input type="checkbox"/> 土地活用事業		
2 空家等又は除却跡地の所在地	安曇野市		
3 空家等又は除却跡地の現状	<input type="checkbox"/> 空家等 (_____ 造、 _____ 階建、建築年 _____ 年、 土地面積 _____ m ² 、建物延床面積 _____ m ²) <input type="checkbox"/> 除却跡地 (土地面積 _____ m ²)		
4 空家等又は除却跡地の所有関係	<input type="checkbox"/> 申請者が単独で所有 <input type="checkbox"/> 申請者が部分的に所有 (共有者あり) <input type="checkbox"/> 申請者が借りている		
5 共有者及び貸借関係者 ※書ききれない場合は別紙記載可	<input type="checkbox"/> 共有者 あり	1人目	住所： 氏名：
		2人目	住所： 氏名：
	<input type="checkbox"/> 貸主 あり	住所： 氏名：	
6 空家等又は除却跡地の活用用途	空家等	<input type="checkbox"/> 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項若しくは第3項に該当する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に該当する事業の用に供する施設 <input type="checkbox"/> 移住希望者体験宿泊施設 <input type="checkbox"/> 地域活動の拠点となる交流施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数が利用可能なコワーキングスペース <input type="checkbox"/> 体験学習施設 <input type="checkbox"/> 創作活動施設 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 観光交流拠点施設 <input type="checkbox"/> その他住宅市街地総合整備事業制度要綱に定めるもの (_____)	
	除却跡地	<input type="checkbox"/> 地域に開放するポケットパーク <input type="checkbox"/> 災害時に避難することが可能な防災空地や避難場所 <input type="checkbox"/> 地域に開放する公的駐車場	

7 事業実施箇所の区 への説明日	年 月 日 (土地利用条例に基づき地元説明会を行った場合は、その開催日を記入)	
8 補助事業に要する 経費の額	(10万円以上であること) 円 (税込)	
9 交付を受けようと する補助金の額	(経費の3分の2、1,000円未満切捨て、上限240万円) 円	
10 事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
11 工事の概要	空家 等	<input type="checkbox"/> 断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 外装工事 <input type="checkbox"/> 内装工事 <input type="checkbox"/> 設備工事 <input type="checkbox"/> 間取りの変更を伴う増改築工事 <input type="checkbox"/> その他 ()
	除却 跡地	<input type="checkbox"/> 土地の整地 <input type="checkbox"/> 土地整備工事 <input type="checkbox"/> 付帯設備工事
12 添付書類	共通 書類	<input type="checkbox"/> 安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る誓約書兼同意書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が分かる工事の見積書の写し <input type="checkbox"/> 当該空家等又は除却跡地の位置が分かる地図の写し <input type="checkbox"/> 都市計画法上の許可及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例上の手続又は承認が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 当該空家等又は除却跡地の現況写真 (空家活用事業の場合は建物外部の各方位からの全景写真及び建物内部の改修予定箇所の写真、土地活用事業の場合は除却跡地の各方位からの全景写真。) <input type="checkbox"/> 当該空家等又は除却跡地に係る土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) の写し <input type="checkbox"/> 申請者の履歴事項全部証明書及び定款、規約又は会則 (申請者が法人又は団体の場合) <input type="checkbox"/> 当該空家等又は除却跡地に係る貸借契約書の写し (所有者から貸借している場合) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、親族図等により空家等又は除却跡地の登記名義人と現在の所有者及び他の共有者との間の関係が分かる書類 (登記名義人と現在の所有者が異なる場合) <input type="checkbox"/> 安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る関係者同意書 (様式第3号) (申請者以外に所有者が存する場合又は申請者が所有者より貸借している場合に限る。)
	空家 活用 事業	<input type="checkbox"/> 当該空家等の建物の登記事項証明書 (全部事項証明書) の写し (建物未登記の場合は、所有証明書 (共有者がいる場合は共有内訳書を含む。)) <input type="checkbox"/> 当該空家等の各階改修計画平面図
	土地 活用 事業	<input type="checkbox"/> 当該除却跡地上にあった重点支援空家の建物の登記事項証明書 (閉鎖事項全部証明書) の写し (建物未登記の場合は、当該重点支援空家の除却の日が分かる書類) <input type="checkbox"/> 当該除却跡地の土地整備計画配置図

13 管理活用計画（補助事業完了後の管理活用計画に係る部分）

申請者 (団体)	氏名 (団体名・代表者名)			
	担当者氏名		電話番号	
構成人数				
活用予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (補助金交付日から10年以上)			
管 理 活 用 の 詳 細	1年目			
	2年目～ 4年目			
	5年目～ 7年目			
	8年目～ 10年目			

(注) 本項に記載しきれない場合は、任意様式の別紙に記述し、提出しても良い。

14 初年度の管理活用に係る予算計画（補助事業完了後の管理活用計画に係る部分）

収入

費目	予算額	摘要
計		

支出

費目	予算額	摘要
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致すること。本項に記載しきれない場合は、任意様式の別紙に記述し、提出しても良い。

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る誓約書兼同意書

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約し、同意します。

○誓約事項

- 1 この補助金の申請及び交付等に関して、他の所有者、法定相続人、土地に関する賃貸借契約がある場合の契約相手方、その他関係者等との間で争いが生じた場合には、全て申請者の責により対応し、申請年度中に解決します。
- 2 補助対象となる事業の概要について、事業実施箇所の区又は区長に対し説明を行いました。
- 3 空家活用事業を利用する場合は、改修する物件が空家等であることを誓約します。
- 4 空家活用事業を利用する場合は、補助金交付日から起算して10年以上の期間継続して、地域活性化や、交流人口や関係人口の創出とともに地域住民のコミュニティ維持や増進につながる持続可能なまちづくりのため、改修した空家等を適切に管理、運営します。
- 5 土地活用事業を利用する場合は、補助金交付日から起算して10年以上の期間継続して、住環境の改善や公益性の高い土地活用のため、整備した除却跡地を適切に管理します。
- 6 空家等又は除却跡地を所有者から貸借している場合は、本補助金により改修又は整備した部分については、原状回復不要であるとの旨を両者で合意していることを誓約します。
- 7 上記4と5の管理状況について、管理活用すべき10年間の毎年度の末日までに、年間の管理活用報告書を市長へ提出します。
- 8 本補助金を利用した事業については、活用事例として安曇野市のホームページや広報紙等において紹介する可能性があることについて同意します。
- 9 管理活用すべき10年の経過前に、相続、代表者等の変更、事業承継、事業売却等により、管理活用者が申請者から変更される時は、引き継いだ者が残存期間補助要綱に定める義務を負うことを告知し、また引継ぎに伴い作成した契約書等書面へその旨を明記します。
- 10 上記誓約事項に違反した場合には、安曇野市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。この場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

○同意事項

- 1 この補助金の申請に関して、安曇野市が申請者に関する所得、納税状況、住民登録事項、その他審査に必要な事項について、調査・照会・閲覧することに同意します。
- 2 この補助金の申請に係る空家等又は除却跡地については、安曇野市が審査に必要な限り、敷地内に立入って調査を実施すること及び空家等又は除却跡地の固定資産税課税状況、電気や上下水道に係る契約状況・使用状況、所有者等の入所・入院に関する状況等について関係機関へ情報を照会し調査することに同意します。

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(団体名・
代表者名)

印

様式第4号（第6条関係）

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号

申請者

様

年 月 日付けで申請のあった安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定をしましたので、通知します。

年 月 日

安曇野市長 印

記

1 交付決定された補助金の額

金額 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業者は、事業完了後、改修した空家等又は土地整備を行った除却跡地を10年間適切に管理して活用し、毎年度末、市長へ管理活用報告書を提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、領収書等の補助金の収支に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた日から起算して10年間は保管しなければならない。
- (3) 補助金に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を求めること。
- (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は市長の承認を求めること。
- (5) 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。
- (6) 安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

3 不交付の場合の理由

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住 所
氏 名
（団体名・
代表者名）
連絡先

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金について、次のとおり変更されるよう申請します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 空家活用事業 <input type="checkbox"/> 土地活用事業
2 空家等又は除却跡地の所在地	安曇野市
3 補助事業に要する経費の額	(10万円以上であること) 円 (税込) (変更前の額 : 円 (税込))
4 交付を受けようとする補助金の額	(経費の3分の2、1,000円未満切捨て、上限240万円) 円 (変更前の額 : 円)
5 変更の内容及び変更の理由	
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の補助対象経費の内訳が分かる変更見積書の写し <input type="checkbox"/> その他変更に係る書類 ()

様式第6号（第8条関係）

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

第 号

申請者

様

年 月 日付けで交付決定した安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金 円について、年 月 日付けの変更申請を承認（不承認）したので、通知します。

年 月 日

安曇野市長

印

記

1 変更承認された補助金の交付決定額

金額

円

2 不承認の場合の理由

様式第7号（第9条関係）

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金廃止承認申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住 所
氏 名
（団体名・
代表者名）
連絡先

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金について、次のとおり廃止したいので承認されるよう申請します。

1 承認を求める事項

2 廃止の理由

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住 所
氏 名
（団体名・
代表者名）
連絡先

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 空家活用事業 <input type="checkbox"/> 土地活用事業
2 空家等又は除却跡地の所在地	安曇野市
3 補助事業の完了日	年 月 日
4 補助事業に要する経費の額	(10万円以上であること) 円 (税込)
5 交付を受けようとする補助金の額	(経費の3分の2、1,000円未満切捨て、上限240万円) 円
6 活用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (補助金交付日から10年以上)
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る工事契約書等の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 最終変更後の当該空家等の各階改修平面図（空家活用事業の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 最終変更後の当該除却跡地の土地整備配置図（土地活用事業の場合に限る。） <input type="checkbox"/> 事業実施後に撮影した、事業実施箇所の状況が分かる写真

様式第9号（第11条関係）

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付確定通知書

第 号

申請者

様

年 月 日付けで報告のあった安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金実績報告書を審査した結果、下記の額を当該補助事業に対する補助金として確定します。

年 月 日

安曇野市長 印

記

金額 円

様式第10号 (第12条関係)

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金を請求します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(団体名・
代表者名)
連絡先

印

口座振替 金融機関名	銀行 ・ 金庫 農協 ・ 信用組合							
支店・支所名	支店 ・ 支所							
口座の種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他							
口座番号	※右詰めで記入→ <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
ふりがな								
口座名義人								

様式第11号（第13条関係）

安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る管理活用報告書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住 所
氏 名
（団体名・
代表者名）
連絡先

㊞

年 月 日付けで実績報告した、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金により改修した空家等又は土地整備した除却跡地について、安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、管理活用実績を以下のとおり報告します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 空家活用事業 <input type="checkbox"/> 土地活用事業
2 空家等又は除却跡地の所在地	安曇野市
3 活用予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日（補助金交付日から10年以上）
4 報告対象年度	年度（管理実績_____年目）
5 管理活用内容の詳細	

（注）管理活用の詳細に関する記載は、必要に応じ内容の分かる資料を添付すること。